

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷十第

行發日一月四年九正大

論 說

勞賃の經濟的及び道德的性質(一)……………法學博士 田島 錦治

酒の政府專賣と公益……………法學博士 神戶 正雄

鎌倉時代の家族制度(三)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(六)……………法學士 本庄榮治郎

經濟學不進步の原因に就きて……………法學士 石川 興二

所得稅均等負擔の理想と實現(二、完)法學士 汐見 三郎

時事問題

現代方便生活と社會の問題……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

戦後の獨逸の勞働市場……………法學博士 山本美越乃

諸國行政統計書の梗概(一)……………法學博士 財部 靜治

手形交換所制度論(二)……………法學士 大森 研造

經濟論叢

第十卷 第四號 (通卷第五十六號)

大正九年四月發行

論說

勞賃の經濟的及び道德的性質 (二)

田島錦治

第一節 勞働者及び勞賃

夫れ勞働は人類の最要なる經濟的行爲にして且道德的行爲なりとす。人は萬物の靈として天地の恩を感受し、自然の徳を體現すへき良智良能を具備す。故に易(乾の卦の象)に曰く『天行は健なり、君子以て自ら彊めて息ます』と。詩(魏國風伐檀の篇)に曰く『彼君子兮、不_レ素餐_レ兮』と。孟子は曰く『大人の事あり小人の事あり』と。凡そ人は必ず精神的又は肉體的勞働を爲さるへからずして、遊手浮食の徒は人にして人に非ず、宜なる哉乞食を呼ひて非人といふこと。又夫のミラボーが『凡そ人は盜賊又は乞丐にあらざる限りは皆給料取 (Salaries) なり』この語は亦

稱贊を値ひすへし。

凡そ人は或結果を得んことを目的として労働す。而して此結果に無形的なると有形的なるとあり、従て無形的労働と有形的労働との別を生ず。例へは醫者教師軍人辯護士等の労働は前者に屬し、診療教育防戦辯護等の無形財貨(人的勤勞)を生産す、而して農工商運輸銀行等通常謂ゆる實業者の労働は後者に屬し、有形財貨を生産し又は其生産を直接に幫助す。然り而して是等の有形及無形財貨の價値は之か生産に要したる労働に對する報酬を含むは勿論なり。此労働の報酬を廣き意味の勞賃若くは給料と稱し、此の報酬を得る人を廣き意味の労働者と謂ふ、前掲ミラポの謂ゆるサラリエは之に同し。

然れども現今の通用語に於て労働者といひ勞賃若くは給料といふは斯の如き廣き意味のものに非ずして、唯私的企業者に雇傭せらるゝ人々を指して労働者といひ、其企業者より受くる所の契約上の報酬を勞賃若くは給料といふ。而して此報酬は現今多く貨幣を以て支拂はるゝか故に我國に於ては從來賃銀又は勞銀の名稱あれども現品支拂の場合も亦尠なからず、又賃銀と稱するときは鐵道賃錢、運賃、家賃等の語と混同するの虞あるを以て余は勞賃又は給料の語を選択したり。

此狹義の労働者は農工商鑛山運輸等の各種の業務に従事する雇人手工労働者技師支配人等を含み、中には非常に巨額の年給を受くる者すらあり。米國に於ては或労働者は僅かに五十仙の日給

を受くるに過ぎざるに他の者は五十萬弗又は以上の年給を受くると云ふ (Seager, Principles of Economics, 2 ed., New York, 1917, p. 244)。

又官吏公吏は國及び地方團體の任命する所の者にして之を勞働者と稱し得べきか如しと雖も、各國の慣習は之を勞働者と區別し、其受くる所の報酬は年俸又は俸給と稱し、勞賃とは稱せず。且官吏の職務は法令に因りて定まり、其俸給も亦同く之に因りて定まり、民間勞働者の勞働條件か自由契約に由り、又其勞賃の額か重に需要供給の法則に従ふと大に趣きを異にす。且又官吏は嚴格なる服務規律を遵守するを要し、民間勞働者の如く同盟罷業を爲すを得ず、又勞働組合を組織するを得ず、而して公吏も亦之に准するものなるか故に官公吏は通常勞働者と區別するを正當とす。但し官公營の製造場、鑛山、鐵道等に雇使せらるる勞働者は此限に在らず。最後に各人の家庭に於て雇使せらるゝ下女下男も亦通常の勞働者の外に置かる。蓋し輓近産業の發達は自由思想の進歩と相待ちて漸く下女下男の拂底及び其給料の騰貴を來したり、トリング氏は口く、『米國に於て工場又は商店に雇はるゝ婦女の受くる勞賃は下女の受くる者よりは低し、縱令兩者の貨幣的給料は往々殆んど同額なるも、下女は此上に食と住との支給を受くるか故に全體の給料は遙かに高し、其重なる理由は民主的社會に在りては下女の務は卑しき地位と考へられ嫌はるゝか爲めなり……歐洲諸國に於ては米國程に自由思想及び平等の欲求が熾烈ならざるを以て、斯

の如き考慮も薄く、隨て下女の給料は遙かに低し』云 (Tausig, Principles of Economics, 1911, Vol. II, p. 125)。然れども歐洲に於ても亦同一の趨勢行はるゝは佛國經濟學者ジード氏の言に徴して明かなり。氏は曰く『僕婢 (domestiques) は經濟上より見るに通常の給料取 (salaries ordinaires) と異なる、即ち彼等は生産業に使はるゝ通常の雇人に非ず、又彼等の一身か常に主人に從屬する事は多少其嫌忌心を引起すものなり、此動念の爲めに、及び事實上彼等か産業労働者に比するに其一身及び其時を處置する自由甚だ少きか爲めに、僕婢の職に就く者は益々減少せり』云 (Gide, Principles, 14^{me} ed. 1913, p. 550)。此趨勢は近頃我國に於ても亦目撃する所なり、蓋し現今僕婢の給料は通常の労働者の給料の直接影響を蒙むること益々甚しくして、復昔時の如く封建的慣習及び家族の道德の支配を受くること益々減したるは時世の變遷の自ら然らしむる所にして、余は我國中流家庭の經濟生活か此下婢の拂底及び其給料の昂騰の爲に早晚變革を促さるべきものなるを信するものなり。

官公吏の職務は民間企業者及び労働者の如く營利的生産事業に施さるゝものに非ざるの點は前掲の家庭的僕婢の職務に同しと雖も、其公益的事業に施さるゝの點に於て又之と異なる。官公吏の俸給か労働者の給料と同視すへからざるの根據は實に此點に存するなり。労働者の給料及び企業者の利潤の源泉は其營利的生産物の價值に在り、而して此價值の大小は貨幣を以て測定せられ得

るか故に企業者の利潤及び労働者の給料は或割合を以て此生産物の貨幣的價值の中より分配されるなり。之に反して官公吏の公職の結果たる公益的生産物は無形的にして決して正確に貨幣を以て測定し得べきに非ず。國家それ自身は恰も企業者の如く、官吏は恰も其雇傭労働者の如き觀ありと雖も、彼等の無形的生産物は決して彼等の間に分配せらるゝものに非ずして、一般國民の享受する所となるものなり。一般國民は此公益的無形的生産物を享受するか故に、他語を以て言へば彼等は國家の合衆的施恩を享くるか故に彼等は國家に對して合衆的報恩の擧に出でざるべからず、換言すれば租税を納めざる可からず。而して彼等の國家より受くる所の公益的無形的生産物は其恩徳遍ねく一般に及び、各個人に就て之を貨幣的に測定し得べきものに非ざるか故に、之か合衆的報恩の實行は謂ゆる負税能力主義に従ひ各人は其財産所得に適應して此租税を分擔すべきものなり。而して官吏の俸給は他の國費と共に此租税收入より支拂はるゝものなり。(公吏の職務及び俸給も亦之に准すべきか故に説明を省く)。

民間の勞賃の高低か官吏の俸給に間接的影響を及ぼすこと無からずと雖も、其は甚だ微弱にして且緩漫なりとす、何となれば前にも述べたる如く、官吏の俸給は法令に由りて定まり、而して其總額は他の國費と共に國の豫算に計上せられ、其増減は國會の協賛を経ざる可からず。是故に一旦法令を以て定められたる官吏の俸給率か數十年を経過して尙ほ改正せられざる事往々これ有

り。我國の如きは即ち此例にして、近年特に大戰の中後に於て異常なる一般物價の騰貴は官吏の實際的所得 (real income) を三分一以下に減し、而して政府は辛ふして五割上下を臨時手當として増給したるに過ぎず。斯かる場合に於て官吏中官を罷めて民間事業に趨るの傾向漸く甚しく、而して之か補充は官職を踏臺とせんとする野望政治家又は官廳を救貧院とし當分の饑渴を凌かんとする低能者なるへきの虞あり。要するに國家の體軀か營利的有形的生産事業の腸胃に充血して公益的無形的生産事業の頭腦に貧血するは長とに寒心に堪えざる所なり。

以上纏説したる所を括れば謂ゆる労働者とは營利的生産企業に雇傭せらるゝ給料取を意味し、第一、獨立して或種類の労働を爲す職業者は之に屬せず。第二、奴婢は之に屬せず。第三、官公吏は之に屬せず。而して此狹義の労働者が自由契約に由りて其雇主たる企業者より受くる所の労働に對する報酬を勞賃又は給料といふ。(奴婢の主人より受くるものをも亦給料又は給金といふか故に勞賃なる稱か最も適切なりと余は思考す、但し世上一般には尙ほ賃銀勞銀の稱か並ひ行はるゝを注意すへし)。

此狹き意味の労働者及勞賃は啻に經濟學理上甚た重要なる研究主題たるのみならず、謂ゆる社會問題労働問題勞賃問題と稱する實際上最も困難なる問題を構成す。余は本論文に於ては主として勞賃の經濟的及び道德的性質を學理的に論究して、聊か此等實際問題の解決に功ありと信する

諷示を與ふに止めんと期す。

第二節 勞賃制度の發達

余惟ふに從來經濟學者の勞賃を論するや、大抵單純なる經濟上の見地に於てし、功利的個人的に考察して、社會的・道德的に論究したる者甚だ尠なかりしか如し。其弊や勞働を以て商品と同一視し、勞賃を以て商品の價格と同一視するに至りたり。然るに今や世界的・大戦争を終結せしめたる平和條約の中・勞働の一般原則に於て、條約國は産業に従事する勞賃生活者の身體上・道德上及び智能上の福祉を以て最重要なる國際事項なりと認め、特に條約國は勞働を以て單なる商品と看做さるべきものに非すと認むるか故に、勞働條件を規律する方法及び原則中、左に掲ぐるものを以て特別且緊急の必要あるものと認めたり。

一、勞働は單に貨物又は商品と認むべきものに非すとの前記基本原則。

二、使用者又は被用者（企業者又は勞働者）が一切の適法の目的の爲に結社するの權利。

三、其の時及び其の國に於て相當と認めらるる生活程度を維持するに足る勞賃を被用者（勞働者）に支拂ふべきこと。

四、一日八時間又は一週四十八時間の制を實行するに至らざる諸國に於ては之を其の到達の目

標として採用すべきこと。

五、日曜日を作るべく包含し、二十四時を下らざる毎週一回の休息を與ふるの制を採用すべきこと。

六、兒童勞働を廢止すべきこと、及び年少者の勞働に對し其教育を繼續することを得、且身體の正當なる發達を確保すべき制限を設くべきこと。

七、同一價値の勞働に對しては、男女同額の報酬を受くべき原則。

八、各國が其の法令に依り定むる勞働條件に關する標準は適法に其國に居住する一切の勞働者に對する衡平なる經濟上の待遇を確保すべきこと。

九、各國は被用者の保護を目的とする法令を勵行する爲監督の制度を設け婦人をして之に參加せしむべきこと。

夫れ斯の如く國際條約に於て各國間に勞働及び勞賃の道德的性質が承認せられ、之に基づきて各種勞働者保護の法令が規定實施せらるゝの機運に向ひたるは、吾人の歡喜措かざる所なり。然れども斯の如きは實際上種々の道程を経、及び學說上幾多の變遷を闢したる結果なるを知らざる可からず。而して實際と學說とは互に因果關係を有するものなるを以て、余は先づ本節に於て勞賃制度發達の概要を叙し、後節に於て勞賃に關する二三の重要な學說を論評せんと欲す。

現時の産業界特に工業界に於て行はるゝ所の勞賃制度 (the wage system, le salariat) は歴史上漸々に發達し來りたるものなり。蓋し古昔家族經濟の時代に於ては家長は其家族家人奴婢等の勞力に由りて、専ら、又は主として其家族の需要する物品を生産したりしか故に、未だ現時の如き雇傭勞動者なく、又勞賃も無かりしなり。但し此時代に於て貧しき自由民か臨時に富者に雇はれて其家の奴婢の勞力の不足を補ひ、之に對して報酬を受けたることあり。然れども是れ固より現時の雇傭勞動者と同一視すべからざるは勿論なり。

都市經濟の時代に迫りて、交易及び分業は漸く行はれ、貨幣は漸く流通するに至り、他人の需要に應ずる爲の各種の産業は發達し、同業社 (the guild, die Zunft, la corporation) の組織は漸く行はれ、工主 (the master, der Meister, le patron) 職人 (Journeyman, Geselle, compagnon) 徒弟 (apprentice, Lehrling, apprenti) が互に相頼り相扶けて、共同の生活及び生産を爲し、即ち職人及び徒弟は工主の家庭に同棲し、家庭に接續せる工場に於て小規模なる生産を爲し、彼等との關係は恰も家族に似たる者なりしは、實に我國語の親方弟子又は親分子分兄弟分、及び佛語の Patron, compagnon を示す如しとす。而して職人は工主より給金を受くと雖も、是は現時の勞賃の如く自由契約に由りて定むるものに非ずして、慣習又は同業社の規定に由るものなりしなり。且當時徒弟は一定の年期を勤むれば皆職工に進むを得、職工は其技に熟達すれば多くは工主に進むを得た

るか故に此三者の關係は上下連繫的にして、現時の雇主と労働者とか法律的は對等にして、經濟上は永久懸隔的なること大に其趣を異にせり。此產業界の狀態は歐洲中世及び近世を通して繼續し、而して我國に於ては中古より足利徳川兩時代に亘り及び明治の初期まで存在したりき。

然るに近世歐洲に於て謂ゆる國民經濟の時代に進み、生産の規模は益々大となり、巨額の資本及び多數の労働を要するに至りて、從來の同業社の組織は破壊し、小規模なる工主は漸く其存在を失ひて大資本主及び大商人か之に代り、漸く資本主義の産業起り、遂に企業者階級と労働者階級との對立を見るに至りて、謂ゆる勞賃制度は一般に行はるゝに至りたり。歐洲の重なる國々に於ては佛國革命の少し前、及び後に於て、産業自由の法制が漸く採用せられ、一方に於ては企業者は從來の窮屈なる同業社の羈絆を脱し、任意に新なる工業を企て、労働者を雇ひ入れ、又は之を解雇するを得、他方に於ては労働者も其好む所の職業を選みて之に就くを得、又は其欲する所の土地に移るを得、主として自由競争及び需要供給の法則に由りて定まる所の價格を以て其勞力を賣るを得て、任意に雇傭に應じ、又は之を辭するを得たり。此實際狀態の反映として労働を商品と見做す學說の行はれたるは亦怪しむに足らず。

此勞賃制度の下に於て企業者と労働者とは外形上は平等なれども、實際に於ては、企業者は偏重なる利益を占むるを得、彼等が經濟上社會上並びに政治上に有する威勢は常に労働者階級を壓

抑したり。蓋し産業自由制度か生産上偉功を奏したるは、社會主義者と雖も亦認容する所、而して勞賃制度か勞働者をして(1)企業上の危険を冒すことなくして、(2)常に定時に定額の勞賃を規則正しく受ぐるを得せしむるは、實に彼等に取りて有利なる方法なるは自由派經濟學者の力説する所なり。然れども財力あり、巧慧にして、且容易に秘密に團結し得る少數の企業者か、無資にして識見狭く、團結力乏しく、且法律(Combination Law)に依て團結を禁せられたる多數の勞働者に對するに於ては、勞働條件か往々苛重にして、勞賃の一部か事實上企業者の横奪に歸したる場合も尠からざりしなり。此實際狀態は實に社會主義の資本盜奪説を醸成したるものと謂ふへし。

此狀態は歐洲に於ては實に第十八世紀の終末より第十九世紀の終末に至るまで繼續して、勞働者は此産業自由及び勞賃制度の下に於ては却て前代の同業社組織の下に於てよりは、寧ろ不利の地位に立てるの概ありき。我國維新以後の狀態は亦之に似たるものあり。然り而して歐洲に於ては前世紀以來、國に由りて遲速はあれども、勞働者の團體運動起りて漸く其功を奏し、前世紀の末より今世紀の始に至る間に於て歐洲の殆んど總ての國は同盟罷業權及び勞働組合の合法なることを認むるに至りたり。而して之と同時に謂ゆる勞働者保護法は成りて勞働者の勞働時間、危険疾病老癯の保險、衛生の設備に向てのみならず、勞働契約の成立及び解除に關し又は勞賃の額(例へば最低勞賃の如き)に關して法令の規定を見るに至り、且今次の國際平和條約に於て前掲の如

き勞働尊重の大主義が確定せらるゝに至りたり。現世紀の始に於ける歐米の現狀は斯の如し、而して我國は後れ馳せ乍ら、亦其跡を逐ひつゝあるなり。

現時文明諸國に於ける勞賃制度發達の梗概は前述の如し、若し各國各時代及び各職業に就て詳細に調査せば、必ず種々の特徴異例を發見すへしと雖も、余は斯の如き研究を別論に譲りて、本節に於ては勞賃制度か他の殆んど總ての社會的制度の如く時世の必要便宜に應じて、漸々に發達したるものにして、必しも恒久不變のものに非ず、今後又時世の必要便宜に従ひて修補せられ改革せられ得るものなることを示し、而して勞賃の理論か此實際の事情を反映し又は喚起するものなることを證せんと欲す。(未完)